

小規模弁護士会助成に関する規程

(平成九年五月二十三日会規第四十号)

改正 平成一三年一〇月三一日

同 一四年 二月二八日

同 一七年 五月二七日

同 一九年 五月二五日

同 一九年一二月 六日

同 二〇年一二月 五日

同 二六年一二月 五日

令和 三年 三月 五日

(制度の設置)

第一条 本会は、小規模の弁護士会活動の財政的基盤を確立し、もって本会が推進する司法改革に伴う諸事業を全国的に展開することを目的として、これに要する費用を補助するため小規模弁護士会助成制度(以下「本制度」という。)を設置する。

(名称)

第二条 本制度により支給する助成金を「小規模弁護士会助成金(以下「助成金」という。)」と称する。

- 1 -

(支給対象)

第三条 助成金の支給は、毎年一月一日(以下「基準日」という。)において、会則第九十五条の四第一項の規定による本会の会費の免除を受けていない弁護士である所属会員(以下「基準会員」という。)が二百名以下であり、かつ、弁護士である所属会員の数が本会に所属する弁護士の数の〇・五パーセント以下である弁護士会に対して行う。

(支給金額の決定)

第四条 助成金の支給金額は、次に掲げる年間費用の合算額の範囲内で理事会が決定する。ただし、次条に定める上限金額を超えることはできない。

- 一 弁護士会職員の人件費の二分の一
- 二 弁護士会の事務費の二分の一
- 三 本会の要請に基づき、弁護士会会員が本会の活動に参加するため必要とする交通費及び宿泊費。ただし、旅費規則(規則第三十二号)により支給されるものを除く。

2 前項各号に掲げる費用の具体的範囲及び算定方法については、規則で定める。  
(支給金額の上限)

- 2 -

第五条 助成金は、次の各号に掲げる基準日における基準会員の数の区分に応じ、当該各号に定める金額を各年の上限とする。

- 一 八十名以下 五百万円
- 二 八十名を超え百名以下 四百万円
- 三 百名を超え百二十名以下 三百万円
- 四 百二十名を超え百五十名以下 二百万円
- 五 百五十名超 百万円

(支給の特則)

第六条 第三条の規定にかかわらず、助成金の支給を受けた弁護士会の弁護士である所属会員の数が、翌年の基準日において、本会に所属する弁護士の数の〇・五パーセントを超えたときは、その後三年間に限り毎年百万円を上限として助成金の支給を受けることができる。ただし、当該期間中の基準日において基準会員が二百名を超えたときは、この限りでない。

第七条 削除

(支給の申請)

第八条 助成金の支給は、弁護士会の申請に基づいて行う。

(弁護士会の特別会計等の設置)

第九条 助成金の支給を受ける弁護士会は、助成金に関する特別会計を設置する等その収支を明確にしなければならない。

第十條 助成金の支給を受けた弁護士会は、本会に対し、各会計年度終了後速やかに、決算書を添付して助成金の使途を明確にした報告書を提出しなければならない。

(弁護士会の報告)

第十條 助成金の支給を受けた弁護士会は、本会に対し、各会計年度終了後速やかに、決算書を添付して助成金の使途を明確にした報告書を提出しなければならない。

(規則への委任)

第十一條 この規程に規定するもののほか、助成金の申請及び支給の手続について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成九年五月二十三日から施行する。
- 2 この規程は、小規模の弁護士会活動の財政的基盤の確立状況、本会が推進する司法改革に伴う諸事業の全国的展開の程度等を総合的に勘案して検討を加え、必要があるとき、平成十四年五月三十一日までに所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一三年一〇月三一日会規第四八号)

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く)の整備に関する規程 第三条改正)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月三十一日改正）

第五条第二項但し書きの改正規定は、平成十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成一四年二月二十八日改正）

1 第三条、第五条第一項第二号及び第三号の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規程は、小規模の弁護士会活動の財政的基盤の確立状況、本会が推進する司法改革に伴う諸事業の全国的展開の程度等を総合的に勘案して検討を加え、必要があるとき、平成十七年五月三十一日までに所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一七年五月二十七日改正）

第三条並びに第五条第一項第一号及び第二号の改正規定は、平成十七年六月一日から施行し、平成十七年一月一日から適用する。

附 則（平成一九年五月二十五日改正）

第三条、第五条及び第八条第二項の改正規定は、平成十九年五月二十五日から施行し、改正後の第三条及び第五条の規定は、平成十九年一月一日から適用する。

附 則（平成一九年一二月六日改正）

1 第三条の改正規定は、平成二十年一月一日から施行す

- 5 -

る。

2 第六条及び第七条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

3 前項の改正規定の施行の際における改正前の第六条の特別会計の資産及び負債は、その時において一般会計に帰属する。

附 則（平成二〇年一二月五日改正）

第三条及び第五条の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年一二月五日改正）

第三条から第七条まで、第十条及び第十一条の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（令和三年三月五日改正）

第三条及び第五条の改正規定は、令和三年三月五日から施行し、令和三年一月一日から適用する。

- 6 -